

新型コロナウイルス禍における 法務・労務・財務対応について

**立動法律事務所
(RIDRA LAW FIRM)**

北京・上海・天津・青島

代表弁護士 章 啓龍

2022.5.18



新型コロナウイルス禍における各種対応の基本方針

非常事態発生前の準備

- 会社を維持するために、最低限必要な業務の洗い出し
- **外部客先との取引状況、契約条件、各種許認可の期限到来日などの整理（P3-P5）**
- 社内報告ラインの構築
- PC持ち出し時のセキュリティ強化と接続環境整備
- **電子化処理の準備（P6-P13、P18-P21）**
- 社内各部署および担当者の職責（特に財務、人事、安全管理など）の明確化
- 疎開資料・物品の洗い出し、掌握者の明確化、状況に応じた持ち出しの可否
- **賃金支払い（在宅者、出勤者を含む）など制度面の整備と、労働組合を交えた事前合意(P16-P17)**
- 防疫用品、食料や生活必需品の備蓄
- 状況に応じた、外注先のリサーチ
- 保険の利用

非常事態中

- **法に従った、賃金の支給（P15）**
- 客先や外部第三者、本社への速やかな連絡、証拠の確保、納期遅延などについての協議
- 社内メールやグループチャット機能などを活用した、社内ホウレンソウ（報・連・相）の徹底
- 感染者が出た場合の関係機関への報告
- 少人数での出勤が認められる場合、消毒の徹底、マスクの着用要請などを含め、防疫の責任を果たす
- **電子契約、電子公印、電子発票などの電子化による、業務支障の回避（P6-P13、P18-P21）**
- 各種情報の収集、社内での共有
- 従業員や駐在員へのメンタルケア
- **状況に応じた、「復工復産」の申請・工場再開後の防疫措置の実施（P14）**
- **各種復興支援政策の調査と申請（P23-P24）**

法務面の対応事項

封鎖措置は「不可抗力」に該当するか

参考法令

- 不可抗力とは、「予見できず、回避できず、且つ克服できない客観的な状況」を言う（民法典 180条）
- 不可抗力により民事義務を履行できない場合には、**民事責任を負わない**（民法典 180条）
- 不可抗力により契約の目的を実現できなくなったとき、当事者は契約を**解除**することができる（民法典 563条）

司法上の見解

- 疫病及び防疫措置は**通常、不可抗力に該当する**。
- 疫病及び防疫措置により、契約目的を実現させる術がなくなった場合、いずれの契約当事者は**契約解除**を主張することができる。
- 疫病及び防疫措置により、契約の履行が不可能となった場合、履行不可と判断した当事者は**免責**を主張することができる。

法務面の対応事項

封鎖措置は「不可抗力」に該当するか

不可抗力に対する正しい認識が必要

ケース1：A社は防疫措置による工場の封鎖により、B社への出荷ができなくなった。B社はA社に対し、遅延による損害について賠償を求めた。A社は不可抗力を理由に、免責を主張した。【○】

ケース2：C社は①防疫措置による工場の封鎖または②財務担当者の一人がコロナ隔離措置により、財務処理が出来ないことを理由に、D社への支払いを遅延させてしまった。D社はC社に遅延損害金を要求した。D社は不可抗力を理由に、免責を主張した。【×】

ケース3：E社は仕入れ先所在地、自社所在地及び販売先所在地の防疫措置により、物流コストが急騰し、F社に対して、契約で合意した価格での販売ができなくなった。一方、F社はE社に対し契約に基づく販売を要求した。E社は不可抗力を理由に、違約責任の免除を主張した。【情状変更】

ケース4：G社は防疫措置による工場の封鎖により、H社から賃借した工場が一時的に使用できなくなった。他方、H社は従来と同額の賃料の支払いをG社に要求。G社は賃料の減免を要求した。【公平原則】

ケース5：I社は防疫措置による工場の封鎖により、業績が急速に悪化し、J社に対する賃料の支払いができなくなった。J社は従来同額の賃料の支払いをI社に主張。I社は賃料の減免を要求した。【所属産業などとの因果関係を考慮のうえ、情状変更及び公平原則の適用】

法務面の対応事項

情状変更

参考法令

- 契約成立後に、当事者が契約締結時に予見することができず、**商業リスクに該当しない重大な変化**が契約の基礎条件に発生し、契約の履行を継続させることが当事者の一方にとって、**明らかに不公平**となった場合、不利な影響を受ける当事者は、相手方と改めて協議することができる。合理的な期間内に協議が不調の場合には、当事者は**人民法院または仲裁機構に対して契約の変更または解除**を要求することができる（民法典 5 3 3 条）。

付随義務

- 防疫措置などにより契約の履行が困難な場合は、契約書での合意内容、商習慣などに基づき、相手方の経済損失が拡大しないよう、履行不可能の旨を速やかに相手方に通知しなければならない。且つかかる事情を証明し得る資料も提供しなければならない。
- 通知を受けた取引相手は直ちに合理的な措置を講じて、損失の拡大を阻止しなければならない。

法務面の対応事項

取引先との契約締結 ～ 『電子契約』の使用

電子契約は、従来の紙による契約手続における一連の行為について、制度的に同じことを手元のパソコンからインターネット上の第三者プラットフォームを介して実施するもの。

※電子契約は、E-mailなどで、当事者間で契約書のPDFまたはハードコピーをやり取りするものとは、別物を指す。



法務面の対応事項

取引先との契約締結 ～ 『電子契約』の使用

こんな時に、電子契約の利用が考えられる

- 既存契約の条件変更に関する基本合意を得られたが、公印が会社があり、すぐ使用することができない場合
- 自社または取引相手が封鎖状況または隔離状態にあり、契約原本の郵送が困難な場合
- コロナ防疫対策による会社の休業中に、従業員との労働契約が満期を迎え、更新を要する場合
- 入社日から既に一か月も立ち、複数の社員とそれぞれ書面の労働契約を結ぶ必要があるが、防疫上の原因で、出勤させることが困難な場合
- 人員削減のために、従業員と合意しましたが、本人が封鎖エリアにいるため、会社に出向いて合意書に署名することが難しい場合
- 契約締結の時間を明確にする必要がある場合

法務面の対応事項

取引先との契約締結 ～ 『電子契約』の使用

メリット

- 印鑑実物の管理、原本郵送に関する事務負担の軽減
- コスト（紙、印刷）の節約（特に多数の労働契約などを締結する場合など）
- 業務のスピード化、効率化（短期間での契約締結・内容の統一など）
- コンプライアンス強化・改ざんリスクのヘッジ（契約内容に関する争議の防止）
- 締結者の確定（本人確認。代筆リスクの回避）
- 締結時間の確定（タイムスタンプ付きの電子署名）
- 契約書紛失リスクへのヘッジ（締結過程中、管理中）
- 管理の電子化と機密保持
- 詐欺（公印の偽造）事件の防止
- 疫病感染リスクの回避

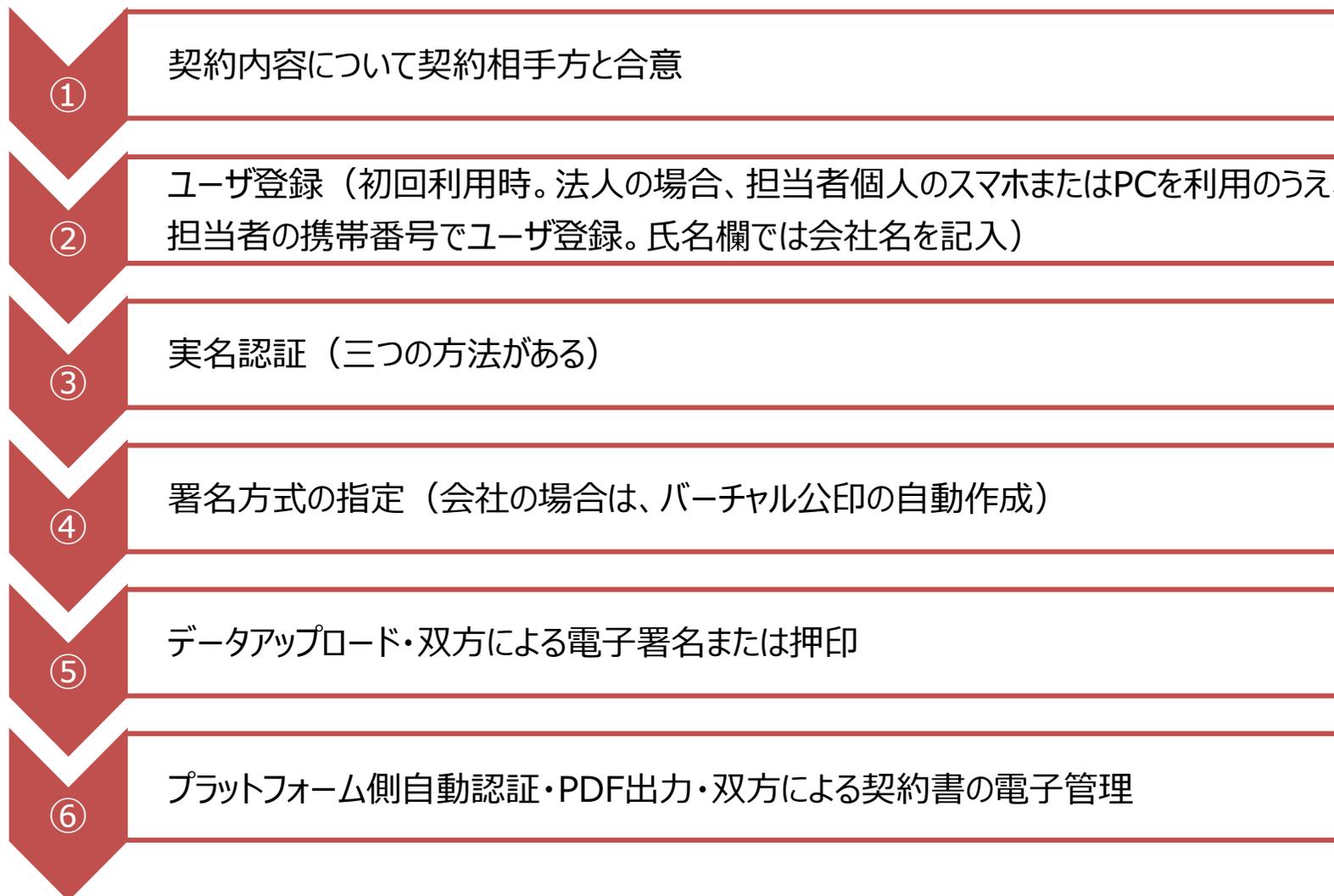
デメリット

- 業者（プラットフォーム提供者）による情報漏洩リスクと証明カリスク（玉石混淆）
- 手続きの不慣れ（初期登録と設定が必要）
- 専用プラットフォームによる資料集中管理の不安（機密漏洩リスク）
- 一定の手数料の発生

法務面の対応事項

取引先との契約締結 ～ 『電子契約』の使用

利用時の基本フロー



法務面の対応事項

取引先との契約締結 ～ 『電子契約』の使用

実名認証に関する三つの常用方法

① 法定代表者のオンライン認証（公章の使用が不要）

（法定代表人自身のオンライン実名認証→担当者への授権行為のオンライン認証）

② 会社口座のオンライン認証（法定代表人による操作が不要）

（会社基本口座情報のオンライン記入→会社営業許可書PDFのアップロード→自動作成された申し込み表の印刷→申し込み表への押印とアップロード→認証一時合格の通知→業者から基本口座宛に、少額の資金の振込→振り込まれた資金金額のオンライン記載→認証最終合格の通知→財務処理上の必要に応じて、受領した資金の返金）

③ 関係資料へのオフライン認証

費用

業者によって異なる。法人ユーザの場合は締結部数に上限を設けた年間パッケージ契約が多い
（例：年間500部まで計3000元程度）

必要時間

業者によって異なる。初回の認証作業を含め、1日以内に完了できた事例あり。
業者選定時に「実名認証」「CA認証」「CA発給」を業者自ら実行するかどうかまで確認したほうが良い

法務面の対応事項

公印（公章）の使用 ～ 『電子公印』

電子公印は、従来の実物公印に加え、専門会社などを通して、実物公印と同一様式の電子公印を別途作成し、専門の押印ソフトウェアを利用し、使用するもの。これにより、実物公印の持ち出し、携帯による紛失リスク、場所や時間の制約を最小限として、契約から請求までの業務を電子的に実現するもの。

P6に記した電子契約と同様、CA認証がファイルに内蔵されるため、実物公印の印面のデジタルデータや印面をスキャンしたもの、PDF（Acrobat Reader）の「スタンプ署名」機能とは別物。

電子契約と電子公印との比較

	電子契約	電子公印
主な適用先	両者間の契約（商取引契約や雇用契約など）	契約書のほか、一方的に発行する文書にも適用可能（請求書、申込書など）
第三者プラットフォームの介在	必要	不要（両者間のデータ送信で完了可能）
書類におけるCA認証の内蔵	あり（締結時間まで確認可能）	あり（押印時間まで確認可能）
真贋検証方法	第三者プラットフォーム	専用アプリまたはCA発行元業者
費用負担	電子契約の要請元のみ負担	電子公印を利用する両者とも各自負担
対応フォーマット	押印時：PDF 出力時：PDF	押印時：Word、Excel、PDFなどが可能 出力時：Word、Excel、PDFなどが可能 （出力後の内容修正は如何なる場合でも不可）

法務面の対応事項

公印（公章）の使用 ～ 『電子公印』

メリット

- 実物公印と同等の法的効力を有する
- 実物公印の持ち出し、携帯による紛失リスクの回避
- 「押印できる」担当者が限定されるため、第三者による実印の無断使用リスクを回避でき、ガバナンス上も有効
- 実物公印との併用が可能。非常時に実印のスペアとしての利用も可能
- 法的効力を持ち、原本郵送に関する事務負担を軽減しながら、業務のスピード化・効率化（短期間での契約締結・内容の統一など）が図れる
- CA認証（第三者認証局が発行した自己の電子証明書）がファイルに内蔵するため、真贋検証を通して、なりすましや詐欺（公印の偽造）事件の防止に繋がる
- OAとの一体化を通して、管理の電子化と機密保持に有用
- 疫病感染リスクの回避

デメリット

- 取得にはオフラインの申請手続きが必要
- 場合には、実物公印の様式変更が必要（金融機関や税務局への届け出に関する事務負担が新たに発生）
- 手続きの不慣れ
- 一定の手数料（作成料、年間使用料）が発生

法務面の対応事項

公印（公章）の使用 ～ 『電子公印』

申請書類

以下の書類を公安部門の指定した業者に提出することで、電子公印の作成が申請可能

- ① 営業許可証副本の原本
- ② 法定代表者身分証明書のコピー
（パスポートのコピーを提出する場合は、署名が必要）
- ③ 法定代表者の写真
- ④ 実物の公印
（銀行口座番号が表記される公印であることが必要）
- ⑤ 担当者への授権書
- ⑥ 担当者本人の身分証明書コピー

おおむね1営業日後に、電子公印USBが発行される。使用の都度、専用アプリを用いて、USBをPCに挿入のうえ、押印ファイルを導入し、押印する。

注意事項

- 実務上では①当地公安局が認めたCA機能内蔵の電子公印と②工信部が認めたCA機能内蔵の電子公印の2種類が存在する。どちらも法律上で有効であるが、対応できるファイルのフォーマットが異なる。後者（②）の申し込みと使用が望ましい。
- 作成と使用には費用が発生する。年間使用料は通常、300元程度となる。



法務面の対応事項

「復工復産」（操業再開）

基本手続（上海市）

- 企業→所在地域担当部門に対する「復工証」の申請
- 従業員→「随申弁」APPを用いて、または所在地区役所に対する「復工証」の申請
- 運転手→「随申弁」APPを用いて「上海市重点物質運送車両通行証」の申請

防疫措置

- 企業所在地域に定められた抗原検査とPCR検査の頻度で検査を実施する
 - 「封控区」内の企業：毎日午前は抗原検査で、午後はPCR検査をそれぞれ実施する
 - 「管控区」内の企業：毎日、抗原検査を実施し、2日に一度PCR検査を実施する
 - 「防範区」内の企業：毎日、抗原検査を実施し、5日に一度PCR検査を実施する
- 社内において従業員健康状況管理者を指定
- 従業員に対する防疫教育
- 外部来訪問者に対して、48時間以内のPCR陰性証明を提示させ、かつ訪問時に抗原検査も実施する
- 14日間を乗り切る防疫物質の備蓄
- 消毒作業の徹底
- 防疫面の要求に合致した食堂や社員寮の衛生環境整備
- 交代制を実施する場合における交代前後の人員接触の回避

「上海市工业企业复工复产疫情防控指引（第二版）」に基づいて整理

労務面の対応事項

従業員取り扱いの基本原則

出勤可能	出勤不可									
	在宅勤務手配可能	在宅勤務手配不可								
		賃金待遇について、双方が協議可能	賃金待遇について双方が協議しても合意に至らない							
			会社が休業中		会社が正常に運営するものの本人が出勤できない					
			年次有給休暇の使用を手配	自宅待機	都市や特定区域における従業員住居地が閉鎖措置を受けた	コロナ感染者・濃厚接触者・疑似者である	本人が防疫措置に違反したため、隔離措置を受けた	本人が労災による休養や私病中	私事休暇	
正常賃金の支給	双方の合意した賃金水準に基づく	正常賃金の支給	一賃金計算周期以内：正常賃金の支給 一賃金計算周期以降：生活費（※）の支給	隔離期間中	隔離後の休養中	会社規則に基づき、私事休暇として無休扱い	法定の労災待遇や病欠待遇を支給（証明書が必要）	会社規則に基づき、無休扱い		
				正常賃金の支給（証明書必要）。労働契約の解除と終了は不可	法定の病欠待遇を支給					

※生活費の最低ラインは地域によって基準が異なる。例：上海市：最低賃金、北京市：最低賃金の70%など。当該扱いを適用する場合、社会保険料や積立金の個人負担分も原則、会社による負担とされる。

労務面の対応事項

賃金の調整

通常、労働者本人との合意が必要であり、会社が一方的に制定・改定した賃金支払い制度に基づく対応は不可である。ただし、地方によって、「疫病防疫対策における休業中」にかぎって、その賃金扱いに関する規定設定は個々人との協議が不要で、工会（労働組合）や従業員代表との民主的な協議を経て、制定した制度の効力を認める規定を例外的に公布している。したがって、詳細は各地の政府当局の見解を踏まえる必要がある。

賃金払いの延期

- 防疫措置によって、賃金の支払いに延期を要する場合
→各従業員への通知または多人数の場合は労働組合や従業員代表、各部署の幹部を通じて、従業員への事前通知が必要
- 業績が大きく悪化したことにより、賃金の支払いに延期を要する場合
→賃金の支払い延期について、工会（労働組合）や従業員代表との民主的な協議を経て、確定することができる

賞与・ボーナスの減額

支払いが会社の業績及び人事考課の結果と連動しており、労働契約上または制度上で固定化していない場合、相応する調整が可能。

労務面の対応事項

制度面の整備

賃金の支払いに関する制度面の整備を、事前に実行することが望まれる

- (1) 疫病期間中における政府当局からの防疫措置の遵守
→規律違反行為としての処罰や隔離期間中の賃金扱い
- (2) 年次有給休暇（法定休暇、福祉休暇）の消化→会社側による手配権
- (3) 在宅業務中の賃金水準
- (4) 速やかな社内報告と感染証明や隔離証明の提出義務（内容・期限など）→罰則連動
- (5) 自宅待機実施時の手順、待機時の報告義務、賃金待遇
→1 計算周期の計算方法、支給する生活費の金額など
- (6) 賃金の支払い延期→決定手順の制度化
- (7) 賞与の支払い→会社休業発生時の支給水準
- (8) 生活困難な従業員への支援（工会連携）
- (9) 封鎖措置や隔離措置解除後の出勤義務（出勤時におけるPCR検査結果の提出義務を含む）
→罰則連動
- (10) 感染者などの個人情報保護

財務面の対応事項

発票の発行 ～ 『電子発票』の使用

電子発票は、従来の紙による発票の発行にかわり、専門ソフトウェアを用いて、インターネット上の電子形式で増値税専用発票や普通発票を発行し、発行先に電子形態で送付されるもの。これにより、①発票用紙の事前購入、②発行機械を用いた発票実物の発行、③発効後の押印、④発行対象先への実物郵送といった事務負担を軽減することができ、コロナ禍における財務対策の一つとして活用可能。

××増値税電子专用发票								发票代码:	
机器编号:							发票号码:		
开票日期:							校验码:		
名称:	纳税人识别号:					地区:			
地址、电话:	开户行及账号:								
项目名称	规格型号	单位	数量	单价	金额	税率	税额		
合 计									
价税合计(大写)						(小写)			
名称:	纳税人识别号:					备注:			
地址、电话:	开户行及账号:								
收款人:	复核:	开票人:							

財務面の対応事項

発票の発行 ～ 『電子発票』の使用

所在地域	設立日	発行可能な電子発票の種類	
		増値税専用発票	増値税普通発票
地区 1	2020年12月21日以降	○	○
	2020年12月21日以前	×	○ (注)
地区 2	2021年1月21日以降	○	○
	2021年1月21日以前	×	○ (注)
その他の地区	—	×	×

地区 1 : 天津、河北、上海、江苏、浙江、安徽、广东、重庆、四川、宁波、深圳 (宁波、石家庄、杭州の3地域は試験地区として2020年12月21日前にも同政策がすでに施されている)

地区 2 : 北京、山西、内蒙古、辽宁、吉林、黑龙江、福建、江西、山东、河南、湖北、湖南、广西、海南、贵州、云南、西藏、陕西、甘肃、青海、宁夏、新疆、大连、厦门、青岛

注 : 地域によって相違があり、所管税務局への事前確認が必要

法令URL : <http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5159928/content.html?xxgkhide=1>

財務面の対応事項

発票の発行 ～ 『電子発票』の使用

申請例（北京市）

- ① 電子発票の起票申請
 - 1) 申請作業は初回の起票時のみ必要。
 - 2) 財務担当者は電子税務局を用いて、「発票使用」コーナーでオンライン申請
 - 3) 税務局は数日後に起票申請を承認し、オンラインで通知



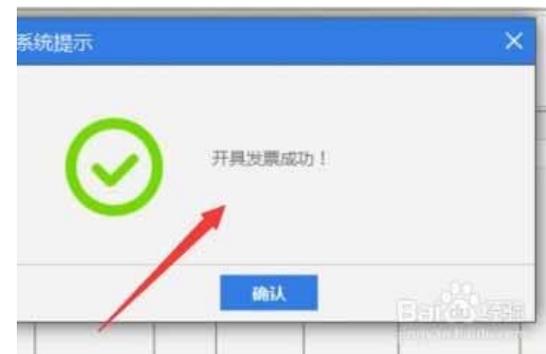
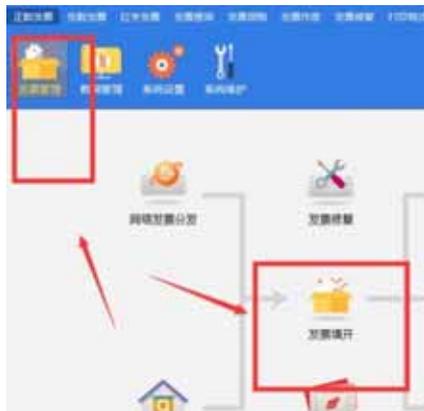
財務面の対応事項

発票の発行 ～ 『電子発票』の使用

申請例（北京市）

② 毎回の電子発票発行：

- 1) 電子税務局を用いて発票を発行のうえ、発行先にE-mailで送信
- 2) 発行を操作する際に①「法人一証通」または電子営業許可証 ②「税控盤」が必要



財務面の対応事項

納税申告

上海など4月、5月に封鎖された都市では、納税申告が困難な納税人に対して、納税申告期間の延期が、電子税務局を用いて申請可能とされている。

注意事項：事前申請が必要。最長でも5月31日まで。

(国家税务总局上海市电子税务局→我要办税→税务行政许可→对纳税人延期申报核准/对纳税人延期缴纳税款核准)



智能咨询

本次咨询仅供参考，具体以法律法规及相关规定为准。

纳税人 2022-05-12 11:10:02

2022年4、5月份申报期延长了吗?

税精灵 2022-05-12 11:10:02

2022年4、5月份申报期延长了吗?

您好，对按月、按季申报的纳税人，将4、5月份的申报纳税期限延长至5月31日。
纳税人受疫情影响，在2022年4、5月份申报纳税期限内办理申报仍有困难或不能按期缴纳税款的，可以依法向税务机关申请办理延期申报、延期缴纳税款。纳税人可通过“国家税务总局上海市电子税务局--我要办税--税务行政许可--对纳税人延期申报核准/对纳税人延期缴纳税款核准”办理延期申报或延期缴纳税款手续。若您无法通过ca证书登陆国家税务总局上海市电子税务局，那么您可以选择通过电子营业执照方式登陆。

办税日历 办税地图 人工 服务商咨询

財務面の対応事項

支援政策の活用

税金面の主な支援政策（全国）

1. **中小企業に対する「六税両費」の減免**：2022年～2024年の3年間で、増値税小規模納税人、小規模零細企業などに対して資源税、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税、耕地占用税、教育費付加、地方教育費付加を最大、税額の50%まで減免可能（詳細は各地が決定）。
2. **中小企業に対する設備損金算入の方法の調整**：2022年において、中小規模零細企業の購入した単価500 万元以上の設備・器具について、償却期限が3年の場合は、初年度一括損金算入が可能。償却年限が4年、5年、10年の場合は、50%を初年度損金算入し、残額は償却年限内に償却することが可能。
3. **科学技術型中小企業が研究開発活動を行う際に発生した研究開発費用の損金算入額の調整**：2022年1月1日以降において、2倍の損金算入（100%の加算控除）が認められる。
4. **増値税小規模納税人に対する増値税徴収の免除**：、2022年4月1日～12月31日において、小規模納税人が増値税普通発票を発行する場合、売上増値税が免除される。
5. **増値税未控除額の還付**：条件を満たす製造の企業または中小零細企業に対して、期末未控除増値税額の全額を還付。
6. **輸出増値税還付手続きの簡素化と迅速化**
7. **小型薄利企業の100 万円を超えて300万円までの所得額に対して、実質5%の低税率を適用**
8. **製造業中小零細企業による納税の延期**：2022年第1四半期、第2半期の一部の税金について6か月の延期納付を認める。

財務面の対応事項

支援政策の活用

その他の支援政策（各地が制定。以下は上海市が公布した政策）

- 1. 家賃免除**：2022年に国有不動産を賃借する中小零細企業について、3か月分の家賃を免除する。中高リスクエリアに所在し、または防疫上の原因で経営活動が著しく影響された企業に対して、更に3か月分の家賃を免除する。
- 2. 防疫支出補助**：小売業や飲食業が支出した防疫消毒費用、従業員PCR検査費用について、政府が補助する。
- 3. 利息補助**：小売業、交通運送業など疫病の影響で大きく影響された企業による2022年の新規融資に対して、利息を補助する。
- 4. 社会保険料率の引き下げ**：失業保険料は引き続き1%で徴収し、労災保険は従来基準の20%を段階的に引き下げる。
- 5. 従業員研修費への補助**：従業員によるオンライン研修を受けさせた企業について、一定額の費用を補助する。
- 6. 工会経費の還付**：中小企業の工会（労働組合）が上納した**工会経費**について、全額還付する。

講師紹介



Email : zhangqilong@ridra-law.com

Tel : (+86)10-6468-5598

Mobile : 139-1131-6187

北京 : 朝陽区霄雲路36号 国航ビル2106号室

上海 : 静安区漢中路243号 泰禾ビル 902A室

天津 : 和平区南京路75号 国際ビル2402号室

青島 : 南区香港中路76号 頤中皇冠假日酒店写字楼 1305室

Web : www.ridra-law.com

◇ 執務経歴

- 2018年7月 – 現在 北京立動法律事務所 代表弁護士
- 2012年4月 – 2018年7月 北京天達共和法律事務所 パートナー弁護士
- 2006年12月 – 2012年3月 北京市大地法律事務所 弁護士
- 1999年7月 – 2006年12月 三菱UFJ銀行北京支店法人営業部

◇ 業務分野

- 外商投資（会社設立、持分譲渡、清算など）、税法、商法、労働法、外為法等

◇ 資格

- 中国弁護士資格
- 中国税理士資格
- 中国公認日本語通訳・翻訳資格

◇ 社会活動

- 中国弁護士協会 会員
- 中国法学会 会員
- 中国税理士協会 会員
- 北京市労働及び社会保障法学会 会員
- 2014年度～ JETRO中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業コーディネーター
- 中国日本商会、天津日本人会、青島日本人会、上海日本商工クラブ、JETROなどで講演多数

Webサイトはこちらからも→



日系金融機関で培ったビジネス感覚と、弁護士・税理士という二つの資格に裏打ちされた豊富な知識とノウハウを用い、法律のみならず、外為管理、国際ビジネス、取引の財務効果及びタックス・プランニングなど多岐に渡るサジェスチョンをワンストップで提供。

弁護士として、多種多様な法務案件に関与。その確かな提案力と問題解決能力により、日系企業から高い評価を獲得するとともに、各種セミナーにおける講師活動や執筆活動等を通じて、多くの日系企業の対中ビジネスの発展に貢献している。